

猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書

第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長 [印]

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税については、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 1 項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた相続税の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額） . . . . . \_\_\_\_\_ 円  
ほか利子税の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額 . . . . . \_\_\_\_\_ 円
- 4 確定した相続税の猶予期限 . . . . . 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記 4 の猶予期限までに \_\_\_\_\_ 同封の納付書に  
至 \_\_\_\_\_ 急  
より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

## 猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書

### 使用目的

この通知書は、特定美術品の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。